

	定による私立の各種学校の校長を決定した旨の届出の受理										
	10 同法第134条第2項において準用する同法第13条の規定による私立の各種学校の閉鎖の命令										
	11 同法第136条の規定による私立の専修学校設置又は各種学校設置の認可申請の勧告及び教育の停止命令										
略											
略											

(鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則(平成9年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前																	
別表第1(第2条、第5条関係)		別表第1(第2条、第5条関係)																	
1 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)		1 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公共的施設</th> <th>特定公共的施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>20 学校その他これに類する施設のうち次に掲げるもの(以下「学校等」という。) (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校 (2)及び(3) 略</td> <td>すべてのもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	公共的施設	特定公共的施設	略		20 学校その他これに類する施設のうち次に掲げるもの(以下「学校等」という。) (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校 (2)及び(3) 略	すべてのもの	略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>公共的施設</th> <th>特定公共的施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>20 学校その他これに類する施設のうち次に掲げるもの(以下「学校等」という。) (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校 (2)及び(3) 略</td> <td>すべてのもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	公共的施設	特定公共的施設	略		20 学校その他これに類する施設のうち次に掲げるもの(以下「学校等」という。) (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校 (2)及び(3) 略	すべてのもの	略	
公共的施設	特定公共的施設																		
略																			
20 学校その他これに類する施設のうち次に掲げるもの(以下「学校等」という。) (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校 (2)及び(3) 略	すべてのもの																		
略																			
公共的施設	特定公共的施設																		
略																			
20 学校その他これに類する施設のうち次に掲げるもの(以下「学校等」という。) (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校 (2)及び(3) 略	すべてのもの																		
略																			
2~4 略		2~4 略																	

(鳥取県立保育専門学院学則の一部改正)

第3条 鳥取県立保育専門学院学則(昭和53年鳥取県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(入学前の既修得単位等の認定)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2 院長は、指定保育士養成施設以外の学校等(大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは特別支援学校の専攻科、専修学校の専門課程又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項に規定する要件を入学資格とする各種学校をいう。)で履修した教科目(別表第1の教養科目の項に掲げる修業教科目に相当する教科目に限る。)について修得した単位を、学院の修業教科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第10条 学院に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 学校教育法第90条第1項に規定する者</p> <p>(2) 略</p>	<p>(入学前の既修得単位等の認定)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2 院長は、指定保育士養成施設以外の学校等(大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは特別支援学校の専攻科、専修学校の専門課程又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項に規定する要件を入学資格とする各種学校をいう。)で履修した教科目(別表第1の教養科目の項に掲げる修業教科目に相当する教科目に限る。)について修得した単位を、学院の修業教科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第10条 学院に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項の規定に該当する者</p> <p>(2) 略</p>

(看護職員修学資金貸付規則の一部改正)

第4条 看護職員修学資金貸付規則(昭和37年鳥取県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 大学院の修士課程 看護に関する専門知識を修得させることを目的とした学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院(同法第99条第2項に規定する専門職大学院を除く。以下同じ。)の修士課程(これと同等以上であると知事が認める外国の大学の課程を含む。)をいう。</p> <p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 大学院の修士課程 看護に関する専門知識を修得させることを目的とした学校教育法(昭和22年法律第26号)第62条に規定する大学院(同法第65条第2項に規定する専門職大学院を除く。以下同じ。)の修士課程(これと同等以上であると知事が認める外国の大学の課程を含む。)をいう。</p> <p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。</p>

<p>(1) 略</p> <p>(2) 他の看護職員養成施設に入学し、又は大学院の博士課程（学校教育法第97条に規定する大学院の博士課程又はこれと同等以上であると知事が認める外国の大学の課程をいう。）に進学し、当該看護職員養成施設又は大学院の博士課程に在学しているとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 他の看護職員養成施設に入学し、又は大学院の博士課程（学校教育法第62条に規定する大学院の博士課程又はこれと同等以上であると知事が認める外国の大学の課程をいう。）に進学し、当該看護職員養成施設又は大学院の博士課程に在学しているとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p>
--	--

（看護職員修学資金貸付規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第5条 看護職員修学資金貸付規則等の一部を改正する規則（平成19年鳥取県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校教育法第62条」を「学校教育法第97条」に改める。

（鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正）

第6条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則（昭和52年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（入学資格）</p> <p>第10条 学校に入学することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第90条第1項に規定する者とする。</u></p> <p>別表第2（第11条関係）</p> <p>（1）<u>学校教育法第90条第1項に規定する者である</u>ことを証明する書類（入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にあつては、その見込みを証明する書類）</p> <p>（2）及び（3）略</p>	<p>（入学資格）</p> <p>第10条 学校に入学することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第56条の規定に該当する者とする。</u></p> <p>別表第2（第11条関係）</p> <p>（1）<u>学校教育法第56条の規定に該当する者である</u>ことを証明する書類（入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にあつては、その見込みを証明する書類）</p> <p>（2）及び（3）略</p>

（鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正）

第7条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則（昭和52年鳥取県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（入学資格）</p> <p>第10条 学校に入学することができる者は、次に掲げる者とする。</p>	<p>（入学資格）</p> <p>第10条 学校に入学することができる者は、次に掲げる者とする。</p>

- (1) 第1看護学科 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項に規定する者
- (2) 第2看護学科 准看護師免許の取得後3年以上その業務に従事した准看護師又は学校教育法第90条第1項に規定する者であって准看護師であるもの
- (3) 略

別表第2(第11条関係)

第1看護学科	1 学校教育法第90条第1項に規定する者であることを証明する書類(入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にとっては、その見込みを証明する書類) 2及び3 略
第2看護学科	1 略 2 就業証明書又は学校教育法第90条第1項に規定する者であることを証明する書類(入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にとっては、その見込みを証明する書類) 3及び4 略
略	

- (1) 第1看護学科 学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条の規定に該当する者
- (2) 第2看護学科 准看護師免許の取得後3年以上その業務に従事した准看護師又は学校教育法第56条の規定に該当する者であって准看護師であるもの
- (3) 略

別表第2(第11条関係)

第1看護学科	1 学校教育法第56条の規定に該当する者であることを証明する書類(入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にとっては、その見込みを証明する書類) 2及び3 略
第2看護学科	1 略 2 就業証明書又は学校教育法第56条の規定に該当する者であることを証明する書類(入学願書の提出期限までに当該書類を添付することができない者にとっては、その見込みを証明する書類) 3及び4 略
略	

(鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正)

第8条 鳥取県立歯科衛生専門学校学則(昭和57年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(入学資格) 第10条 学校に入学することができる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項に規定する者とする。	(入学資格) 第10条 学校に入学することができる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項に規定する者とする。

(調理師法施行細則の一部改正)

第9条 調理師法施行細則(昭和34年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該

改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(受験手続)</p> <p>第2条 法第3条第1項第2号及び第3条の2第1項に規定する試験を受けようとする者は、様式第1号による受験願書に学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者であることを証する書類その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>調理師試験受験願書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所</p> <p>出願者 フリガナ</p> <p>氏 名 ㊟</p> <p>年 月 日生</p> <p>電話番号</p> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 30px; text-align: center; line-height: 30px;">略</div> </div> <p style="text-align: center;">調理師試験を受けたいので、調理師法施行細則第2条第1項の規定により出願します。</p> <p>添付書類</p> <p>1 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>注 略</p>	<p>(受験手続)</p> <p>第2条 法第3条第1項第2号及び第3条の2第1項に規定する試験を受けようとする者は、様式第1号による受験願書に学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する資格を有することを証する書類その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>調理師試験受験願書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所</p> <p>出願者 フリガナ</p> <p>氏 名 ㊟</p> <p>年 月 日生</p> <p>電話番号</p> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 30px; text-align: center; line-height: 30px;">略</div> </div> <p style="text-align: center;">調理師試験を受けたいので、調理師法施行細則第2条第1項の規定により出願します。</p> <p>添付書類</p> <p>1 学校教育法第47条に規定する資格を有する者であることを証する書類</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>注 略</p>

(鳥取県クリーニング業法施行細則の一部改正)

第10条 鳥取県クリーニング業法施行細則(昭和62年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>様式第4号(第5条関係)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>クリーニング師試験受験願書</p> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 30px; text-align: center; line-height: 30px;">略</div> </div>	<p>様式第4号(第5条関係)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>クリーニング師試験受験願書</p> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 30px; text-align: center; line-height: 30px;">略</div> </div>

<p>職 氏 名 様 年 月 日 郵便番号 住 所 申請者 フリガナ 氏 名 年 月 日生 電話番号</p> <p>クリーニング師試験を受けたいので、クリーニング業法施行規則第3条の規定により出願します。</p> <p>添付書類 1 及び 2 略 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第57条</u>に規定する者であることを証する書類</p>	<p>職 氏 名 様 年 月 日 郵便番号 住 所 申請者 フリガナ 氏 名 年 月 日生 電話番号</p> <p>クリーニング師試験を受けたいので、クリーニング業法施行規則第3条の規定により出願します。</p> <p>添付書類 1 及び 2 略 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第47条</u>に規定する者であることを証する書類</p>
--	--

（鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部改正）

第11条 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（受験手続）</p> <p>第16条 試験を受けようとする者は、様式第6号による受験願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 条例第7条第2号に規定する者にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第57条</u>に規定する<u>者である</u>ことを証する書類</p> <p>ロ 略</p> <p>様式第6号（第16条関係）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> ふぐ処理師試験受験願書 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">略</div> </div> <p>職 氏 名 様</p> <p>鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第5条の規定</p>	<p>（受験手続）</p> <p>第16条 試験を受けようとする者は、様式第6号による受験願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 条例第7条第2号に規定する者にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第47条</u>に規定する<u>資格を有する</u>ことを証する書類</p> <p>ロ 略</p> <p>様式第6号（第16条関係）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> ふぐ処理師試験受験願書 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">略</div> </div> <p>職 氏 名 様</p> <p>鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第5条の規定</p>

<p>によるふぐ処理師試験を受けたいので、出願します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所</p> <p>フリガナ</p> <p>出願者 氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>電話番号</p> <p>添付書類</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 条例第7条第2号の規定に該当する者にあつては、次に掲げる書類</p> <p>(1) 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類</p> <p>(2) 略</p>	<p>によるふぐ処理師試験を受けたいので、出願します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所</p> <p>フリガナ</p> <p>出願者 氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>電話番号</p> <p>添付書類</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 条例第7条第2号の規定に該当する者にあつては、次に掲げる書類</p> <p>(1) 学校教育法第47条に規定する資格を有することを証する書類</p> <p>(2) 略</p>
--	--

(鳥取県訓練手当支給規則の一部改正)

第12条 鳥取県訓練手当支給規則(昭和42年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(訓練手当の支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設が行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び求職者を作業環境に適応させる訓練(以下「職場適応訓練」という。)を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対して支給する。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(小学校及び幼稚園を除く。)、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発大学校を新たに卒業した者であつて、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において</p>	<p>(訓練手当の支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設が行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び求職者を作業環境に適応させる訓練(以下「職場適応訓練」という。)を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対して支給する。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(小学校及び幼稚園を除く。)、同法第82条の2に規定する専修学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発大学校を新たに卒業した者であつて、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において</p>

<p>安定した職業に就いていない者（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）</p> <p>(5)～(16) 略</p> <p>2 略</p>	<p>安定した職業に就いていない者（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）</p> <p>(5)～(16) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

(鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正)

第13条 鳥取県立農業大学校管理規則(昭和59年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前												
<p>(入学資格)</p> <p>第10条 養成課程等に入学することができる者は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課程</th> <th style="text-align: center;">入学資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養成課程及び 専門技術課程</td> <td>学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項に規定する者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料の減免)</p> <p>第36条 条例第15条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国際農業交流館(宿泊室を除く。)の施設を学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって校長が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生(以下「学生等」という。)が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして校長が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の校長が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2及び3 略</p>	課程	入学資格	養成課程及び 専門技術課程	学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項に規定する者	略		<p>(入学資格)</p> <p>第10条 養成課程等に入学することができる者は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課程</th> <th style="text-align: center;">入学資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養成課程及び 専門技術課程</td> <td>学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項に規定する者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料の減免)</p> <p>第36条 条例第15条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国際農業交流館(宿泊室を除く。)の施設を学校教育法第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって校長が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生(以下「学生等」という。)が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして校長が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の校長が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2及び3 略</p>	課程	入学資格	養成課程及び 専門技術課程	学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項に規定する者	略	
課程	入学資格												
養成課程及び 専門技術課程	学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項に規定する者												
略													
課程	入学資格												
養成課程及び 専門技術課程	学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項に規定する者												
略													

(鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正)

第14条 鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則（平成19年鳥取県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第1項」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項」に改める。

（県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部改正）

第15条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
（授業料等及び使用料の減免）			（授業料等及び使用料の減免）		
第2条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。			第2条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。		
区分	授業料等又は使用料	減免事由	区分	授業料等又は使用料	減免事由
略			略		
鳥取県立博物館	展示室等使用料	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの（以下「学校等」という。）が、学生等が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその	鳥取県立博物館	展示室等使用料	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの（以下「学校等」という。）が、学生等が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないこ

	<p>他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。</p>		<p>とその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。</p>
略		略	

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。